

桑名駅前商業研究会 規約

第1条 (総則)

本会は、大型店の相次ぐ進出により沈滞する桑名駅前商業を再び活性化することを目指す有志が集い、以下の各条項の内容を基本として活動するものとする。

第2条 (目的)

本会は、基本的に月1回の例会及び、街おこしのイベント開催等を通じて会員各自が情報交換しながら、桑名駅前を再度活性化させる事を目的にする。

第3条 (名称)

本会は、「桑名駅前商業研究会」と称する。

第4条 (会員の資格)

本会会員は、桑名駅前地区（モール寿、一番街、有楽一、有楽南/白金通、サンファール等）に店舗を構える個人、又は法人の代表者とし、入会にあたっては役員会承認後、既会員全員の快い同意を必要とする。

第5条 (期)

本会の一期は、毎年6月1日より翌年の5月末日までとする。

第6条 (事業内容)

本会では、第2条の目的達成のため適時、以下の事業を行う。

- 1、毎月1回の例会（勉強会、情報交換等）
- 2、街おこしイベントの開催（エキトピア等）
- 3、その他地域活性化に有益な事業

第7条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 2名
- 3、監査役 1名

第8条 (役員任期)

- 1、本会役員任期は、原則として2年とし総会の承認があれば、再任を妨げない。
- 2、任期中役員に不都合が生じた場合の新役員選出は、例会において決定する。